

○久留米大学奨学金規程施行細則

昭和51年12月7日

細則第51-7号

(趣旨)

第1条 久留米大学奨学金規程(以下「規程」という。)の運用については、同規程によるほか、この細則の定めるところによる。

(選考基準)

第2条 奨学生の選考は、日本学生支援機構奨学生の推薦基準を準用する。ただし、留年した者については、学部長が認めた場合はこの限りでない。

(選考)

第3条 奨学生の選考に当たっては、学部教授会等の選考を経るものとする。

(誓約書及び借用証書)

第4条 所定期日までに誓約書及び借用証書を提出しない者については、採用を取り消すことがある。

(貸与方法)

第5条 奨学金は、大学の指定する期日に年間学納金に充当するものとして貸与する。

(奨学金の利子)

第6条 奨学金の利子については、1%とする。

2 規程第2条に定める奨学生のうち家計急変による者及び規程第14条第1項第1号から第3号までに該当する者については、無利子とする。

3 規程第13条第2項及び第15条を適用される者の利子については、学長がこれを決定する。

(奨学金の返還)

第7条 奨学金の返還は、年1回の元金均等割賦返還とする。

(奨学金の返還及び利子の支払方法)

第8条 奨学金の返還及び利子の支払いにあたっては、毎年度、3月31日までに大学指定の銀行口座に振り込むものとする。ただし、規程第13条第2項及び第15条

を適用される者については、学長がこれを決定する。

(奨学金の返還猶予)

第9条 規程第14条第1項第4号の認定基準は次によるが、その期間については実態に応じて定めるものとする。

(1) 本学職員として在職しているとき。

- (2) 災害により返還が困難なとき。
- (3) その他、特別の理由により返還猶予を必要とするとき。

(奨学金の返還免除)

第10条 規程第15条を適用される者の免除額については、学長がこれを決定する。

(滞納)

第11条 奨学金の返還及び利子の支払いが本人、連帯保証人及び保証人に対して督促請求を重ねても実行されないときは、民事訴訟法による措置を次のとおり講ずるものとする。

- (1) 支払命令

奨学金の返還及び利子の支払いを滞納した者に対しては、その居住地を管轄する簡易裁判所に対し、支払命令の申し立てを行う。

- (2) 仮執行宣言付支払命令

支払命令の申し立てを行っても、なお返還及び支払いをしない者には支払命令を行った簡易裁判所に対して仮執行宣言付支払命令の申し立てを行う。

- (3) 強制執行

仮執行宣言付支払命令の申し立てを行っても、なお返還及び支払いに応じない者に対しては、強制執行の手続きをとる。

(延滞金)

第12条 延滞金は、滞納期間1カ年につき滞納額の5%に相当する額とする。

(異動届)

第13条 本人、連帯保証人、保証人に異動を生じた場合には遅滞なく異動届を提出しなければならない。

(改正)

第14条 この細則の改正については、学生部協議会で審議を行う。

(所管事務)

第15条 この奨学金制度の事務は、御井学舎事務部学生課の所管とする。

附 則

この細則は、昭和51年12月7日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、昭和52年3月23日から施行する。

附 則

この細則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和 53 年 1 月 18 日から施行する。

附 則

この細則は、昭和 53 年 2 月 16 日から施行し、昭和 53 年 1 月 18 日から適用する。

附 則

この細則は、昭和 54 年 10 月 26 日から施行し、昭和 54 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、昭和 62 年 12 月 26 日から施行し、昭和 62 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、昭和 63 年 11 月 16 日から施行し、昭和 63 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 9 年度までの貸与者には適用せず、改正前の規定による。

附 則

1 この細則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 12 年度までの貸与者には適用せず、改正前の規定による。

附 則

この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 23 年 7 月 1 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。